

入居者利用料徴収額表

社会福祉法人 桐生療育双葉会

ケアハウス ふたば

令和6年4月1日より適用

		入居者からの利用料徴収額（月額）			
対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用	生活費	管理費	計
1	1,500,000円以下	10,000円	48,764円	4,747円	63,511円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円	48,764円	4,747円	66,511円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	48,764円	4,747円	69,511円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	48,764円	4,747円	72,511円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	48,764円	4,747円	75,511円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	48,764円	4,747円	78,511円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	48,764円	4,747円	83,511円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	48,764円	4,747円	88,511円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	48,764円	4,747円	93,511円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	48,764円	4,747円	98,511円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円	48,764円	4,747円	103,511円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円	48,764円	4,747円	110,511円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円	48,764円	4,747円	117,511円
14	2,700,001円以上	66,700円	48,764円	4,747円	120,211円

* 「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

* 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切捨てとする。

* 入居者からのサービスの提供に要する費用の徴収額の66,700円との差額は、県の助成金で充当されます。

* 生活費については、11月から3月までの間地区別冬期加算額として別途2,710円が加算されます。

* 上記利用料は県の基準により改正されることがありますので、予めご了承ください。

* 自室で使われる電話代、電気料、水道料等は、自己負担となります。

* その他、特別なサービスに要する費用は別途徴収させていただきます。